

後期高齢者医療制度

問合せ先  
 ●大阪府後期高齢者医療広域連合（保険料：☎06・4790・2028、給付事務：☎06・4790・2031）  
 ●国保年金課

■8月から後期高齢者医療被保険者証が変わります

現在の被保険者証（桃色）の有効期限は7月31日(日)です。新しい被保険者証（水色）は7月中に送付し、届いた日から使用できます。有効期限は9月30日までの2カ月間です。なお、10月1日以降使用できる被保険者証は9月中に送付されます。

■7月中旬に保険料額決定通知書・納付通知書を送付します

納付方法

- 特別徴収：年金からの天引き
- 普通徴収：7月～翌年3月の各納期限（全納の場合は7月31日）までに納付書または口座振替

■医療機関での自己負担割合

医療機関での自己負担割合は10月1日から、一定以上の所得のある人は「現役並み所得者（窓口負担割合3割）」を除き、医療費の窓口負担が2割になります。（表1）

2割負担と判定された人に

限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の更新

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療限度額適用認定証は医療機関等の窓口で提示すると医療費、食事代の負担が軽減されるもので、減額証は住民税非課税世帯(低所得Ⅱ、Ⅰ)に属する被保険者、限度証は現役並み所得者区分Ⅱ、Ⅰの被保険者が対象となります。

現在交付されている減額証、限度証の有効期限は7月31日(日)までとなっております。引き続き8月1日(月)からも住民税非課税世帯、現役並み所得者区分Ⅱ、Ⅰに属する被保険者には新しい減額証、限度証を7月下旬に送付する予定です。



は、施行後3年間は外来の月々の負担増加額が3,000円までとなる配慮措置があります。2割となる被保険者は、3割負担に該当せず、同一世帯に令和4年度の住民税課税所得（各種所得控除後の所得額）が28万円以上の場合で次のいずれかに該当する場合です。

- 同一世帯に被保険者が1人の場合：「年金収入（注1）+その他の合計所得金額（注2）」が200万円以上
- 同一世帯に被保険者が複数いる場合：「年金収入（注1）+その他の合計所得金額（注2）」の合計が320万円以上（注1）：遺族年金や障害年金は含みません。（注2）：事業収入や給与収入

等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことでです。

また、次のいずれかに該当する「現役並み所得者」は申請すると申請の翌月から1割負担になります。

- 同一世帯に被保険者が1人の場合：被保険者の前年の収入額が383万円未満もしくは被保険者の前年の収入額が383万円以上で、被保険者本人および同一世帯に属する75歳の人の前年の収入合計額が520万円未満
- 同一世帯で被保険者が2人以上の場合：被保険者の前年の収入合計額が520万円未満

(表1) 一部負担金の割合・自己負担限度額（令和4年10月1日以降）

対象		負担割合	自己負担限度額（月額）	
			外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者（*1）	Ⅲ 課税所得690万円以上	3割	252,600円+（医療費-842,000円）×1%〔140,100円（*2）〕	
	Ⅱ 課税所得380万円以上		167,400円+（医療費-558,000円）×1%〔93,000円（*2）〕	
	Ⅰ 課税所得145万円以上		80,100円+（医療費-267,000円）×1%〔44,400円（*2）〕	
一般		2割	18,000円（*3）	57,600円〔44,400円（*2）〕
		1割		
低所得Ⅱ（住民税非課税世帯）		1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ（*4）				

※入院時の食事代や差額ベッド代など保険診療外の費用は含みません。月の途中で75歳になる人は半額となります。  
 (\*1) …同一世帯に課税所得額（地方税法上の各種控除後の所得）145万円以上の被保険者がいる人（ただし、所得などの条件により、一般になる場合もあります）  
 (\*2) …被保険者が高額療養費に該当した月から直近1年間に、世帯単位で3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の額（他の医療保険での支給回数は通算されません）  
 (\*3) …年間上限額は144,000円  
 (\*4) …住民税非課税世帯に属し、世帯員全員の各所得が0円（公的年金控除は80万円として計算）である人または、住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者

(表2) 療養病床に入院時の食事・居住費

世帯の課税状況	対象	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
課税	現役並み所得者一般	460円(*5)	370円
非課税	低所得Ⅱ (住民税非課税世帯)	210円	
	低所得Ⅰ	130円	
	老齢福祉年金受給者	100円	0円
	境界層該当者 (*6)	100円	0円

(\*5) …管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの場合。それ以外の場合は420円の自己負担です。  
 (\*6) …生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を必要としない状態となる人

■療養病床に入院したとき  
 食費と居住費の一部が自己負担となります。(表2)  
 ※指定難病患者は(表3)の「入院時の食事代」のみの負担となります。医療の必要性の高い人は(表3)の「入院時の食事代」の負担のほか、居住費の負担がかかります。

(表3) 入院時の食事代 ※適用を受けるためには、窓口での手続きが必要

世帯の課税状況	対象	標準負担額 (1食あたり)	
課税	現役並み所得者一般	460円	
	指定難病患者 (*7)	260円	
非課税	低所得Ⅱ (住民税非課税世帯)	210円	過去12ヶ月の入院日数が90日以内
		160円 (*8)	過去12ヶ月の入院日数が90日を超える (*9)
	低所得Ⅰ	100円	

(\*7) …平成28年3月31日現在、1年以上継続して精神病棟に入院しており引き続き入院する人も対象になります。  
 (\*8) …負担額が160円となるのは、申請日の翌月からとなります。  
 (\*9) …低所得Ⅱと認定された日から90日を超えて入院していることが必要となります。適用を受けるためには、市(区)町村担当窓口での申請が必要です。

国民年金  
 問合先 国民年金課

国民年金保険料  
 令和4年度申請免除・  
 納付猶予申請受付

所得基準の審査に基づき承認されると、国民年金保険料の納付が「全額免除(猶予の場合は全額猶予)」「一部免除(一部納付)」されます。毎年申請が必要ですが、前回申請の際に翌年度以降の継続申請を希望し、全額免除もしくは納付猶予の承認を受けた人は、不要です。

■対象

●対象期間 7月～来年6月分  
 ※過去2年間に免除し忘れていた期間がある場合は、その期間についても申請できません。  
 ●所得審査対象 申請者本人、配偶者および世帯主(納付猶予の場合は本人、配偶者のみ)

■申請方法

●受付 7月1日(金)以降に、市役所1階 国民年金課窓口

●必要なもの 個人番号(通知カード)の場合は本人確認書類も必要です) もしくは基礎年金番号

●確認できるもの  
 ※審査対象者が今年1月1日現在、市内在住でない人や失業を理由とする人は、別の証明書などが必要。詳しくは問い合わせてください。

■承認を受けた期間は：

- 年金を受け取るために必要な期間に含まれます。
- 障害基礎年金または遺族基礎年金の納付要件にも対応します。

●年金額算定の際、申請免除の場合は保険料を全額納めた場合の期間と比べ、次の表の計算になります。納付猶予の場合は年金額の計算に含みません。

種類	年金額	
全額免除	1/2	
一部免除	4分の1納付 (一部納付額 4,150円)	5/8
	2分の1納付 (一部納付額 8,300円)	3/4
	4分の3納付 (一部納付額 12,440円)	7/8

※一部納付額が未納のままの場合、一部免除も無効(未納と同じ)になります。

■保険料の追納

●免除(一部免除は納付済期間)・納付猶予承認期間の保険料は承認を受けた月以降10年以内であれば追納(さかのぼって納めること)ができます。

●「年金ポータル」のアドレス : (https://www.mhlw.go.jp/nenkinportal/)

年金ポータルを  
 「ご利用ください」

年金ポータルは、年金に関する情報をインターネット上で容易に探すために、厚生労働省が作成したポータルサイトです。

このポータルサイトでは自分の日常生活の中のシーンに合わせたテーマや、年金制度の基本的な仕組みについてさまざまな関係機関のホームページから情報を探し出すことができます。専門用語をできるだけ使用せず、図やイラストによる解説でシンプルに説明しており、年金について知りたいことがすぐに探せる「入口」として利用できます。